

○委員長

以上で、坂本あずまお委員の総括質問は終了いたしました。

次に、大野はるひこ委員にお願いいたします。

○大野はるひこ

冒頭、鳥取県地方で最大震度 6 弱の地震が発生をいたしました。現在、今までも日本全国各地で災害が多発しております。被災された皆様、そして関係の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を祈りたいと思います。

それでは、いつも私はここに立たせていただいて申し述べさせていただいていることがあるので、まず先に述べさせていただきたいんですが、坂本区長を初め、板橋区職員の皆様には、区民の皆様のご意見・ご要望を真摯に受けとめご対応いただいておりますことに、心より御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私自身も昨年の 4 月の選挙で 3 期目の当選をさせていただいて 10 年目を迎えております。節目の総括質問となります。初心を忘れることなく、区政の伸張発展に努めることを心がけて、自分なりに活動をさせていただいております。再度原点に立ち戻り、平成 27 年度決算総括質問、決算の状況はどうであったのかを中心に、そして私が今まで訴え続けてきました政策、課題について質問をさせていただくよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

予算があつての決算です。きょうはたくさんの傍聴の皆様、そしてインターネット中継もされていますので、予算編成の課程から述べさせていただきたいと思います。

まず、平成 27 年度の決算を迎えるまでの流れについてですけれども、平成 26 年 6 月に平成 27 年度の当初予算に向けての事前調査、予算規模策定のための調査が行われます。その後、その年の 7 月から 8 月にかけて平成 27 年度の予算の事前協議、行政用語では夏の時期に行われますのでサマーカウンスル、夏の協議とも呼ばれています。この時期には、私たち区議会各会派からも、区民の皆様、区内団体、会派の要望を区政に反映させるべく、予算要望を作成し、来年度の予算編成に反映させるべく坂本区長に要望をいたしております。板橋区では平成 26 年 9 月に各部署に対し、平成 27 年度における職員定数、組織、予算に関する基本方針並びに平成 27 年度当初予算見積書の提出が行われています。10 月には第 1 回の予算編成の締め切りがあり、区長部局の政策経営部財政課の査定が開始され、各部署内の各課と財政課の間で、行政用語ではヒアリングと呼ばれていますけれども、各課からの予算要求がチョイスされています。その後、第 2 回の予算要求が締め切られて、11

月には政策経営部長、財政課長の査定が行われ、12月には区長、副区長の予算査定が行われ、年が明けて1月末には平成27年度の予算案のプレス発表、プレスリリースとも呼ばれていますけれども、坂本区長から行われ、2月上旬に区議会に対して予算案が上程される流れとなっております。

予算編成権は私たち議会にはありませんが、予算を議決するのは議会です。議会にも大変大きい責任があります。東京都ではいろいろな問題が生じておりますけれども、議会と行政は議決機関と執行機関、車の両輪と言われておりますけれども、お互いの信頼関係が損なわれることが絶対にあってはなりません。板橋区におきましては、信頼関係のもと、平成27年度予算の議決により、さまざまな事務事業が適性に行われたと確信した上で質問をさせていただきます。

初めに、前年度、平成26年度との増減の差が大きい事務事業、あわせて不用額、いわゆる執行残の大きい事務事業について伺います。

先日の決算説明会で会計管理者より説明を受けましたが、扶助費、義務的経費などの国や東京都からの支出金、補助金、交付金等の清算金ではなく、政策的経費で前年度との増減の差が大きな事務事業、執行残の大きい事業についてお聞きします。

執行残が存在するのであれば、読みが甘かったのか、費用対効果がなかったのか、それに伴い、区民の皆様へのサービス低下を招くことはなかったのか。過日行われました本会議場での坂本区長からの主要施策の報告では、適切かつ公正な予算の執行に努められたとの報告がありました。坂本区長が特に推し進めようとした政策、事業について、執行残となった事業があれば見解をお聞かせください。

○会計管理者

よろしくお願いいたします。

27年度決算の執行残に対する見解というご質問でございます。

平成27年度は旧基本計画といたばし未来創造プランを締めくくる年であるとともに、新庁舎グランドオープンを契機とした新たな区民サービス向上に向けたスタートの年として、積極的な区政運営を展開してまいりました。区が政策的に推進する事業につきましては、実施計画事業に位置づけて実施をしてきております。

27年度におきましては、いたばし健康づくりプロジェクトの推進や教育のICT化推進など、76事業、91項目を実施計画事業に位置づけて取り組んできたところでございます。実施計画事業の実施状況につきましては、さきにいたばし未来創造プラン実施報告で報告をしたところでございますけれども、予算執行の観点から見ましても、実施計画事業全体の予算現額は129億7,000万円、決算額は126億5,800万円となっており、不用額、これが執行残でありますけれども、3億1,200万円出たものの、予算の執行率に関して見ます

と 97.58%となっており、各事業は総じて順調に実施され、当初の目的を達成したものと認識しております。

○大野はるひこ

今、執行率が 97.5%という答弁をいただきましたので、坂本区長のしようとしたことがほぼできたのではないかと認識いたしました。

それで、ちょっと個人的なことになるんですが、長きにわたり皆様に大変お世話になりました父、大野きくおがいろいろな言葉を言っていました。その中に、以前も申し述べたんですが、板橋区の予算は鉛筆 1 本から成り立っているんだぞと、それだけ綿密な計画のもとに予算編成が行われている。そして、事業執行が適正・適格に行われているんだというのを申し述べていたんだと私も理解しております。

ゆえに、決算の意義、全てを行ってきた結果です。私たち議会も予算を議決した立場から、結果と不用額、いわゆる執行残によって区民サービスの低下を招くことがなかったのかを確認させていただきました。ありがとうございます。繰り返しますけれども、予算があつての決算です。しつこくてすみません。後ほど質問させていただく中でも、坂本区長の平成 27 年度施政方針演説の中で述べられた取り組み内容の演説の一部を引用させていただき、質問をさせていただきます。

次に、税の徴収体制について伺います。

特別区民税、軽自動車税の収入未済、不納欠損について質問いたします。

まず、収入未済、不納欠損の意味をお聞かせください。

○総務部長

収入未済、不納欠損についてでございますが、収入未済とは、歳入の調定を行ったにもかかわらず出納、返済までに収納されなかった金額を意味します。歳入決算上、収入未済額として翌年度に繰り越しておるところでございます。収入未済の解消に向けましては、引き続き催告書等、こういったものを使いまして徴収に努めているところでございます。

また、不納欠損でございますが、一旦調定しました歳入を収入することができなかったことから、当該地方公共団体、これを欠損として決算上整理する場合の欠損を指すものでございます。

収入未済、不納欠損につきましては、財源確保と負担の公平性の観点から、個々の事情等に応じた措置を含めまして、収入未済の縮減に努めるとともに、不納欠損に至らないよう、今後とも適正な徴収対策を講じまして、収入確保の向上に努めてまいります。

○大野はるひこ

そこで、スクリーンに映し出ささせていただいたんですが、過去5年間の不納欠損と収入未済です。平成27年度は一番下ですけれども、収入未済額は50億2,332万4,350円。不納欠損額は5億19万9,898円の数字が出ています。特に監査委員会からの意見書におきましては、電話催告を初め、効果的・効率的に実施をするための継続的な見直しを行い、引き続き着実な成果を上げるよう望むとの指摘がされています。これは毎年監査委員からの指摘で出ていることなんですけれども、そこで伺いますけれども、特別区民税、軽自動車税の未納者に対しての平成27年度の対応、対象者は何名いたのか、そしてその取り組みをどのようにされたのか、それぞれについてお聞かせください。

○総務部長

平成27年度の決算におきます滞納者の数でございますが、現年分と滞納繰越分がございます。特別区民税では合わせまして3万89人、軽自動車税につきましては4,423人となっております。特別区民税、軽自動車税ともに督促状、催告書、こういったものの発送を初め、滞納を早い段階で解消するため、納付案内センターによります電話勧奨、それから職員によります滞納者宅への訪問等を行いまして、徴収業務に力を入れているところでございます。

特別区民税につきましては、再三にわたる催告や納税交渉に応じず滞納が解消されない場合は、預貯金や生命保険、不動産等の差押えを行うほか、捜索を実施いたしまして、不動産の公売など、いわゆる滞納処分の強化も図っているところでございます。

また、軽自動車税につきましては、区民税と同様に、納付案内センターによります再度の電話勧奨の強化を図るほか、催告書を再発送するなど、積極的に滞納者との接触に努めまして、滞納の解消に取り組んでおります。軽自動車税の滞納者では、特別区民税も滞納している場合につきましては、滞納解消に向けました催告交渉、これはあわせて実施をしているところでございます。

○大野はるひこ

ありがとうございます。

そこで、平成27年度に立ち上げられた債権管理条例等検討会の内容についてお聞かせい

ただきたいと思います。

○総務部長

平成 27 年 6 月に庁内関係各課で構成をいたします収入確保対策検討会、こちらの内部検討組織といたしまして、債権管理条例等検討会を設置いたしまして、条例制定の検討を開始しております。具体的には、検討会の作業部会といたしまして、強制徴収公債権部会、それから私債権関係部会、2つ立ち上げまして先駆的に取り組んだ自治体の条例や、条例で規定する項目の検討を行いました。平成 28 年 3 月に全ての区債権を対象といたしました債権管理条例（案）を収入確保対策検討会に報告するとともに、今年度は引き続き債権管理マニュアルの策定作業を進めているところでございます。

○大野はるひこ

特別区民税については、前年の所得に対する課税ですので、これは当然所得があったから税が課せられたということになっているわけです。何らかの事情で払えない方々への対応と相談は必要だと思うんですけども、現年分の滞納の早期解消を図ることによって、収入未済を減少させることが不納欠損を招かない、減少させる一つの手段であると考えます。

今回は特別区民税の収入未済、不納欠損についてお聞きしましたが、先ほども答弁いただきましたけれども、不納欠損は 5 年で時効を迎えます。保育料を初め、区立住宅、区営住宅などの使用料貸付金などにつきましても、毎年収入未済、不納欠損が発生している状況です。また、特別会計の保険料につきましては、2 年で時効を迎え不納欠損となります。平成 27 年度については、特別区民税の調定額 426 億 2,355 万 4,850 円に対して、予算現額に対して 32 億円強の税収が発生しております。軽自動車税につきましても、調定額 2 億 1,084 万 467 円、予算現額に対して 2,000 万円強の税の増額が図られたわけなんですけれども、税収が上がっているからといって、こういうことを見逃すことなく、横断的に、先ほども検討委員会とかも開かれているというお話をお聞きしましたけれども、ぜひ税を初め、保険料、使用料、手数料の未納者、さらなる徴収体制の確立をはかるべきではないかと考えております。

そのためにも、以前から申し上げているんですけども、滞納徴収課を設置して、きめ細やかな徴収体制、相談体制の構築を求めたいと思います。見解をお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

いたばし No. 1 実現プラン 2018 の行財政経営計画編では、債権管理の業務の効率化といたしまして、債権管理条例の制定とあわせまして、高額、困難債権を一元的に取り扱う専門管理組織の検討も計画項目として位置づけております。徴収組織の一元化につきましては、複数の債権をあわせて処理することによりまして、財産調査、滞納処分を効率的に行える、滞納者にとっても納付相談等が1か所で済んで、計画的かつ適切な納付が可能となるといったような点もございます。

一方で、強制執行の手続が異なる上、地方税法上の規定によりますと、私債権を含めて全ての債権について納税課で調査した財産情報等を共有することは、守秘義務上難しいといったような点もございます。

そこで、現在、税の滞納処分の例により、強制徴収できる、いわゆる強制徴収公債権、これは税以外に国民健康保険料、それから介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから保育料でございます。こちらにつきましては、税の滞納と重複する債権につきまして、早期に一元処理する体制を整えるため、一元的に徴収するための対象となります債権や徴収方法などにつきまして、現在、関係課において検討を進めているところでございます。

○大野はるひこ

ぜひ払えなかった方ではなくて、払わなかった方が得をするような制度というか、そういうことがないように、今後も調定額が100%ですから、100%に向けて取り組みをお願いいたします。ありがとうございました。

次に、関連して、特別区民税・都民税の公的年金からの特別徴収の中止について伺います。

昨年9月16日に日本年金機構分の特別徴収税額通知の処理結果、通知データを板橋区が受信し、そのデータに基づき年金特別徴収を行うはずでしたが、板橋区からの日本年金機構への返信が未送信となる事故が発生をいたしました。その結果、年金受給者2万7,115名の年金特別徴収が不納となり、約8億4,897万円が普通徴収に切りかわることになりました。対象となる方々へのおわびと納付方法変更に伴う納付書が発生されましたけれども、現在までの納付状況と、いまだ納付がされていらない方々がいるとするならば、その方々への対応についてお聞かせください。

○総務部長

ご指摘の昨年の事故によりまして、関係者の方々にご不便、ご心配をおかけするとともに、大変大きな損害が発生しましたことにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。

まず、平成 28 年度の公的年金からの特別徴収は適正に行われておりまして、昨年度に普通徴収となった方々も含めまして、今月から特別徴収が再開されております。事故に伴いまして、昨年度、普通徴収に切りかわった分といたしましては、平成 27 年度の 3 期、それから 4 期、平成 28 年度の第 1 期、第 2 期に振り分けられました。10 月 12 日現在でございますが、平成 27 年度分の収入率は 98.35% で、未納額は 841 万円、平成 28 年度分は収入率 95.86%、未納額は 2 期の督促がまだ反映されていない状況もございますが、1,979 万円となっております。その処理経費につきましては、約 810 万円ほど用意したところでございます。普通徴収の昨年度の収入率が 93.2% ですので、それは上回ってはおりますが、公的年金からの特別徴収が適正に行われていれば、基本的には収入率は 100% となっているため、今後も引き続き未納分につきましては、課税課と納税課が協力をいたしまして、催告書の送付、それから状況に応じまして電話や臨戸による納付勧奨、納付相談を行いまして、収入率 100% を目指してまいりたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひその方々のお宅に訪問して、直接お話をされたほうがよろしいかと思えます。本当に 100% のものが 100% じゃなくなっている状況ですので、ぜひその対応をお願いしたいと思えます。

続いて、本年 6 月に平成 28 年度の特別区民税・都民税の当初賦課算定において、一部税額が実際よりも多く課税するなどの事故が発生しております。いわゆる住民税について、税額を誤って通知するという事故でした。事故の概要については、既に当該の企画総務委員会で質疑がなされており、承知をしているところですけれども、その後の対応など、状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○総務部長

本年 6 月住民税の当初賦課算定におきまして、税額判定の誤りがございまして、通知を行うという事故がございました。プレス発表時におきましては、実際よりも多く住民税を課税した方や誤った通知書を送付した方など、409 人の方に影響がございました。その後、類似の処理または平成 27 年度分の調査を行いましたところ、さらに 62 名の方が追加となりまして、対象者は合計で 471 名でございました。影響額といたしましては、住民税の還

付を初め、税額変更に伴いまして、国民健康保険料、こういったものが還付となった方を合わせまして 226 人いらっしゃいまして、金額としては約 112 万円でございます。事務処理の経費としては約 136 万円を要することとなってございました。

原因といたしましては、プレスするときにも詳細はまだこれからということでもございましたが、住民税の算定に用います課税資料、年金支払い報告書や、いわゆる給与支払い報告書につきまして、データの二重取り込みや修正時の入力ミスによるものでございました。住民税の還付が発生した方につきましては、職員が訪問いたしまして説明し、正しい税額の通知書等を送付いたしました。その他、税額の変更のなかった方々につきましては、おわびも含めまして説明文、修正後の通知等を送付したところでございます。住民税以外の還付につきましては、国保年金課、介護保険課、後期高齢医療制度課で対応いたしました。平成 27 年度の臨時給付金につきましても影響がございまして、新たに対象となった方が 4 名いらっしゃいまして、それぞれ 6,000 円の臨時給付金につきまして、福祉部管理課におきまして、今年度支給事務の中で対応しているところでございます。

今後、データの取り込み時や修正時におけます確認方法の改善、システム等によりましてチェック機能を活用しまして、二重取り込みの防止の実施または当初賦課事務全般につきまして、課税課内に課長をトップといたします委員会を立ち上げました。こちらで見直しを進めてございまして、このほかシステム運用時も含めた職員のスキルの向上ですとか、職場内の研修等、こういったものも見直しを図っているところでございます。本件につきましても、改めまして区民の皆様にご迷惑、ご不安をおかけしましたということでもございます。改めまして、こちらにつきましてもおわびを申し上げるところでございます。

○大野はるひこ

この 2 つに共通して言えることは、機械を介しての事故だと思うんです。機械を入力するのはもちろん職員の方なんですけれども、職員の方もミスを起こそうと思ってやっていることは絶対ないです。何かよくヒューマンエラーとか言いますけれども、いろんなやっぱり原因があってそういうことが起きると思うんですよね。

この年金の特別徴収についても、私は思うんですけれども、年金機構というんですかね、相手方。これも区から送ったときに届いていませんよということを言ってこなかったというのも、何か私は不思議だなと思うんですよね。お互いの機械があるから安心したということになっちゃっていると思うんですよ。やっぱり機械も人が入力し操るものですから、やっぱり人対人とのやりとりというのも必要だなと思います。とても年金機構というのも親切行政ではないなと思いますね。ぜひ今後、二度とこういった事故が起きないように、再発防止に努めていただきたいと思います。

お昼になりましたので、ここで質問を終わらせていただきます。

○委員長

大野はるひこ委員の総括質問の途中でありますが、議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

なお、委員会の再開時刻は午後1時5分といたします。

休憩時刻 午後零時01分

再開時刻 午後1時04分

○委員長

休憩前に引き続き、決算調査特別委員会を再開いたします。

大野はるひこ委員の総括質問を続けます。

○大野はるひこ

引き続き質問をさせていただきます。

まず、職員提案部門の褒賞状況について伺います。

平成27年度の職員の皆様からの提案件数は50件ありました。採用された褒賞件数は13件、優秀賞は1件、努力賞は12件でした。これは、資料をいただいているんですが、過去のをみると平成22年度の提案は1件で緊急用度の協定、平成24年度の提案は2つありまして、電話料金契約の見直しとIT端末のデスクトップに表示する心得、25年が多分なかったと思うので抜けているんですけども、26年度の提案はおもてなし未来ということで、表彰が行われております。

褒賞された提案については、今後、区政にどのように反映されるのか、お聞かせください。

あわせて、褒賞されなかった提案ですけれども、何が原因で採用されなかったのか、採用されなかった理由を提案者に説明をされているのでしょうか、見解をお聞かせください。

○政策経営部長

まず、職員提案制度につきまして、まず区政の反映について、お答えしたいと思います。

職員提案制度につきましては、褒賞審査会で審査をしているわけでございますけれども、この審査に先立ちまして、まず所管部署での事業化について検討して採用の可否を含む1次審査を行っているところでございます。これが、先ほど言われた13件について、それで27年度の職員提案で提案された13件の、それぞれの所属部長による1次審査の結果につきましては、採用が1件、一部採用が3件、保留9件、不採用がゼロ件でありました。特に、優秀賞を受賞いたしました妊娠・子育てナビシートの交付事業につきましては、1次審査の結果が一部採用でございまして、受賞決定以前から実現に向けて検討が進められていたところでございます。それで、今現在、実施しているというところでございます。

また、いたばし版ネウボラ事業で個別支援計画を策定するとき使用するシートにつきましても、提案内容の大半を採用してございまして、このシートの設計には提案者も参加して、所管課である健康推進課とともに検討を行ったというところでございます。

努力賞の12件の1次審査の結果は、採用が1件、一部採用が2件、保留が9件でありました。採用といたしましたホームページの板橋の計画コーナーの掲載につきましては、現在、実現に向けた準備を進めているところでございます。

また、一部採用となりました本庁舎内のバス時刻表の掲示につきましては、庁内案内にバス時刻表を配備するという内容に変更して、趣旨を活かしているというところでございます。

また、努力賞を受けたものにつきましても、引き続き区政の反映に向けて、さらなる検討を今進めているところでございます。

また、一方、提案されたけれども採用にならなかった部分でございまして、この提案制度につきましては、効果性ですとか、実現性、創意性の3点を基準に提案内容について、総合的な審査を行っているところでございます。

効果性といったしましては、区民サービスの向上や経費効果、行政執行や区のイメージアップとの貢献度等を審査するものでございます。また、実現性といったしましては、可能性ですとか、具体的な手法、スケジュール、経費等をよく練られているかということ審査いたします。創出性といったしましては、斬新なアイデアとか発想があるかと、着眼点、問題意識が的確か、それらの意欲、努力が感じられるかというようなことを審査するわけでございます。

この審査に基づいて、所管部署1次審査を行いまして、その結果を受けて褒賞審査会で総合的な評価点を決定しているというところでございます。その結果、残念ながら一定の点数に行かないと褒賞外ということになります。

なお、褒賞外になった方にも、職員提案制度審査結果を通知してございまして、その中で対象にならなかった理由をご説明して、次につなげるような仕組みをとっているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○大野はるひこ

ぜひ、特に採用されなかった提案というのも、今後何からの状況の変化によって対応ができるときも来ると思いますので、また説明もしていただけたらということですので、ぜひ大事にさせていただきたいと思います。50件ということで、板橋区の職員の皆様が三千数百名いる中の50件なんですけど、提案をされるということは素晴らしいと思います。そして、職員の皆様、プロフェッショナルですから、現場で働いている方で区民の皆様とも接している機会も多いと思いますので、ぜひとも今後とも引き続いて、職員の皆様の提案を大事にさせていただいて、横文字使ったらあれなんですけれども、モチベーションというんですか、それを高めていただいて、活気ある板橋区政に結びつけていただきたいと思います。それについての見解を、お聞かせいただきたいと思います。

○政策経営部長

過去の提案制度におきましては、板橋区が発祥の地となりまして、全国的に広がってございます赤ちゃんの駅、またまちを散歩するお年寄りが気軽に休むこと、まちのシルバーシート、あと栄養士が離乳食づくりのアドバイスを行う離乳食訪問お助け隊など、数多くの事業が具体化されております。これらは、本当に全国的に誇れる魅力ある事業に育ったと思っております。近年の提案でも、土のうステーションですとか、おもてなしミラーと数々の提案が事業化されてございます。27年度の提案につきましても、優秀な提案については、もう既に先ほどお話ししたところでございます。今後とも、職員全員が区民の目線に立って、区民本意の常に課題意識、問題意識をとって、積極的に提案するような仕組み、それらをしっかりやっていきたいと、それは都市機能、風土改革と、いろいろな形でやっていきたいと思っております。今後も引き続き、職員の貴重な声が区政に反映されるよう、職員提案制度の充実を図っていきたいと思っております。引き続き、お力添えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○大野はるひこ

次に、区民意向調査について伺います。

平成27年度も、毎年2年ごとに実施してはいますが、区民意識意向調査が行われました。二十歳以上の板橋区民3,000名、内訳は住民基本台帳から無作為の抽出、5地域ごとの登録人口で3,000名を案分し、発送をされました。回収結果については、有効回収数

が 1,296 名、有効回答率が 43.2%、そのうち今回初の試みだと思うんですけども、インターネットによる回答も行われました。121 名の方がインターネットでの回答を行っています。今回の区民意識意向調査ですけども、アンケートの実施結果をどのように分析され、区政にどのように反映されているのかをお聞きします。

特に、今回は新たな基本構想、基本計画を策定するための基礎資料とすることを目的とされており。アンケートの調査内容は、過去に実施された内容を多少変更されたのかを含めて、お聞かせいただきたいと思います。

○政策経営部長

今回の意識調査の分析に当たりましては、性別や年齢、世帯構成、同居家族などの属性をクロス集計いたしまして、課題抽出に整理するとともに、属性ごとの主な特徴をまとめたところでございます。

また、前基本計画の成果指標でありました区民満足度につきましては、前基本計画の総括評価や行政評価を実施する中で分析し、課題解決の方向性を検討する際に活用したところでございます。これらの分析結果につきましては、新たに策定した基本計画 2025 の未来創造戦略や基本施策の施策をもとより、基本計画 2025 との整合も図って策定した各分野ごとの行政計画にも反映させたところでございます。今回、27 年度の調査内容につきましては、新たな基本計画の策定を意識したということで、生産年齢人口の定住化を促すための施策に関する認知度、またその重要度、また東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、重点的に力を入れるべき施策などの調査項目を新たに設けたところでございます。

○大野はるひこ

2 つまとめて、また質問させていただくんですが、過去に何回も実施しているんですけども、過去に実施したデータを残して実施するごとに、重ね合わせて分析をしているのか。

もう 1 点は、意識意向調査を行うこと、特に無作為抽出で行われているんですが、同じアンケートを板橋区の関係団体、例えば町会・自治会、PTA など、代表者の方々でない方々、役員、会員の皆様を対象に実施することができるのであれば、また違った形でデータとして参考になるのではないかと考えております。見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政策経営部長

それでは、調査結果の経年分析、区民意識調査は隔年で実施をしております、前基本計画の成果指標でございました区民満足度の経年変化も分析しているところでございます。例えば、平成17年度と平成27年度、10年前と今を比較いたしまして、満足度が高くなった項目というのが、全体で66.7%でありました。また、10年間、2年置きに経過をとっているわけでございますけれども、この10年間の間の中で27年度の満足度が一番高かったというのが、46.0%という形で、かなり満足度は上がっているというふうな認識をしております。2年前、25年度の結果から比べましても、全体の75.4%の項目の満足度が上がっているという結果が出ておりますので、着実な推進による一定の効果があつたのかなと分析しているところでございます。

もう1点目の意識調査が区民の方にランダムにお願いしているわけでございますけれども、例えば団体の方にというようなご質問だと思います。意識調査そのものは、区政全般に対して、多くの区民の方の意識や意向を把握するために実施しているものでございます。区と関係ある団体や区政に関心の高い方はもとより、いわゆるサイレントマジョリティー、物を言わない大多数というんですか、なるべくその方たちの意識ですとか、意向も包括的に把握する手段としては、先ほど委員からもありました無作為抽出のほうが、一般的なのかなと思っております。

ご指摘のような関係団体の代表者の方々だけでなく、その会員の方に意向を聞いてはというようなご質問の内容かと思っておりますけれども、今回の新たな基本計画の策定に当たりましては、長期基本計画審議会には団体の代表ということで、それは代表じゃなくて、そこの方から、会員の方から委員としてお話を伺っているものもございまして、そういうような形でいろいろな手段を通じて、幅広い方からいろいろご意見をお伺いしたいと思っております。今回、先ほどあつたインターネットも、ちょっと思ったように件数が伸びなかったもので、少し工夫はしておかないと思っておりますけれども、そのような形で多方面からのご意見を区政に反映させていきたいと思っております。

○大野はるひこ

ありがとうございます。ぜひ、この無作為抽出のアンケートは継続的に実施されたほうが良いと思います。でも、ただほかにこれだけを特化して区政に反映しているだけではなく、各団体からの意見等もお聞き入れをいただいているという、お答えをいただきましたので、ぜひとも全体、交差するような形で捉えていただいて、それをデータ化していただいて、区政の反映につなげていただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、区民と区長との懇談会について伺います。

平成 27 年度は、6つの地区で実施されています。区民の皆様が、直接、坂本区長を初め幹部職員の皆様の前で質問し、回答をいただける機会が毎年、各地域で実施されております。私も町会の役員として、何回か参加させていただいたんですが、私たち議員が本会議の一般質問、この予算・決算特別委員会での総括質問をするときと同様に、事前通告、質問する方は事前に質問通告をして当日質問をいたします。事案によっては、質問の前に既に対応がなされている場合があります。あれということも思ったこともあるんですが、いずれにしましても、すぐにできることに対して、迅速な対応をいただけることは、区民の皆様方にとって質問のしがいもあるのではないかと私も思っております。

そこで伺います。当初は、質問に対しての回答は分野別に幹部職員の皆様から答弁をされていたんですが、現在は坂本区長みずからが答えをいただいております。質問事項も多岐にわたっているんですけども、毎年実施されている区民と坂本区長との懇談会の手応えについて、お聞かせいただきたいと思っております。

○政策経営部長

区民と区長の懇談会につきまして、区民の方とお話する手応えということでございますけれども、区民と区長の懇談会にご参加いただいております区民の皆様からの質問に対しまして、区長がみずからの言葉で直接答えているということでございます。このことは、質問された方のみならず、そこにいらっしゃる参加者の皆様の区政経営の理解が一層深まったものと考えております。

懇談会の当日におきましても、参加者の皆様にご意見等をお書きいただく用紙をお配りして、アンケートと要望書みたいなものですね。その中でも、懇談会の内容を評価する声を多くいただいているところでございます。また、さらなるご要望のお声に対しても、後日、改めてご回答を差し上げておりまして、地域の皆様との積極的な意見交換が図られていると実感しているところでございます。

○大野はるひこ

それで、先ほども質問させていただいたんですけども、本事業についても、区民の皆様の思いが板橋区政に、どのように反映されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政策経営部長

実際、この懇談会の区民のご意見が、どのような形で区政に反映されているかということでございますけれども、先ほど委員のほうからもご紹介がありましたように、事前に区民の皆様から質問もいただいております。すぐに対応できるものにつきましては、まさに懇談会の前の日までに解決できるものはさせていただいております。それが、やはりスピード感を持った区政の一つだと思っておりますので、当日、あれっと思われる方もおりますかもしれませんが、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、すぐできないものもありますけれども、調整や検討が必要など、それらにつきましては、部長級の職員がその席に同席してございますので、実際の肌で課題を感じ取って、しっかり今後の施策に活かしていきたいと、そういう参考にさせていただきたいという思いで参加をしているところでございます。そういった意味で、区民と区長の懇談会というのは、区民の皆様と私たちが区政の課題を共有する大切な場所であると。また、貴重な場所であると思っております。今後とも、区民の皆様の声を直接聞いて反映させる場としても大切にやっていきたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひ、今後とも懇談会が区民の皆様の声を反映する会となるよう、期待をしております。ありがとうございます。

次に、魅力ある板橋について伺います。

政策経営部組織の中に、いたばし魅力発信担当課長が設置されて3年がたっております。現在も課ではなく課長の一人のみです。3年前の企画総務委員会で札幌市のシティプロモーション事業について調査するために、当時の魅力発信担当課長とともに、札幌市の現状と課題などについて勉強させていただいております。坂本区長の平成27年度の施政方針を引用させていただきますと、シティプロモーション戦略の一環として、本庁舎1階にギャラリーモールを開設し、区の多彩な強みを発信することにより、多くの方々に板橋の魅力を感じていただくことで、東京で一番住みたくなるまちの実現へとつなげていくと述べられております。平成27年度に行った板橋の魅力発信について、お聞かせください。そして、板橋の魅力は何で、その魅力をどのように発信されたのか、質問をいたします。

○政策経営部長

板橋区の魅力発信についてのご質問でございます。

板橋区におきましても、シティプロモーション戦略を策定したところでございます。この戦略におきましては、区に魅力を感じることで、定住の可能性が高まる年代でございまず30歳から44歳の女性の方をターゲット層と定めまして、心豊かに暮らすことができる、親子で楽しく暮らすことができる、安心して快適に暮らすことができる、この3つを板橋区の目指すべき姿の核として、それを支える文化や歴史が感じられる、子育てを積極的にサポートしている、便利で暮らしやすいなど、9つの魅力を区の特徴ある強みと位置づけまして、特徴を活かした効果的な発信を行うこととしたところでございます。

実際、その魅力発信に当たりましては、年度戦略を策定いたしまして、その戦略に基づき、本庁舎ギャラリーモールや広報いたばしの魅力特集版、また映像広報など、各種広報媒体の発信時期を緻密に重ね合わせて、波状的な発信をするなど、より印象に残る発信方法に努めたところでございます。

特に、ターゲット層に向けて発信をいたしました情報紙イタッピーというのをつくったんでございますけれども、その発行や板橋区の基本構想の未来像、皆様に夢を語っていただく10年後の、そういうシールを張っていただくものでございますけれども、未来像の展示ですとか、児童館との連携など、多くの反響をいただいて戦略に対する一定の手応えは感じたところでございます。今後、ターゲット層向けのアンケートを実施するなど、区民の声をしっかりと聞き、区民に求められている区の魅力、強みを的確に魅力的に発信していきたいと思っております。

○大野はるひこ

ターゲットを幅広くしてしまうと、往々にしてぼやけてしまう傾向があるんですが、今、ご答弁いただいたように、30歳から40歳代の方をターゲットにされているということで、すごく的が絞れているなと思います。この世代の方々というのは、子育て世代であったり、働き盛りのご主人がいらっしゃるなど、生産年齢人口の増加、そして発信力も非常に強いものを持っていると思いますので、今後も全庁的に横断的な綿密な連携をしていただいて、板橋の魅力をさらに発信していただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、関連して国際交流について伺います。

国際交流も板橋区の魅力在海外に発信するチャンスではあるのではないかと考えます。昨年7月にボローニャ市との友好都市交流提携が10年を迎えました。私も、会派を代表させていただきます、昨年の7月に訪問団の1人として参加をさせていただきました。大変、過酷な行程の中で、坂本区長はさまざまな分野、さまざまな方々に板橋の魅力を積極的に発信されておられました。私なんですけど、視察行程は全てこなさせていただいたんですが、ちょっとお腹を壊してしまって、皆様に大変なご迷惑をおかけしてしまったことをおわび

申し上げたいと思います。気が小さいものですみません。

昨年は、ボローニャ市との節目の10年でした。板橋の魅力を発信したままで終わってしまっただけは、訪問の意味がないと思います。1年が過ぎましたが、その後のボローニャ市とのかかわりについて取り組まれたことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○区民文化部長

国際交流においても、板橋区の魅力を発信すること、そして友好都市の魅力を受信して取り入れていくことが、交流と連携の強化につながると考えております。公式訪問後のボローニャ市との交流に関する具体例でございますけれども、ことしの1月に産業交流として、ボローニャ市において商談会を実施いたしました。あわせて、東京商工会議所板橋支部とボローニャ商工会議所が協力覚書の調印を行ったところでございます。

また、2月には東京ステーションギャラリーでボローニャ市の画家、ジョルジョ・モランディ展が開催されまして、区民へのチケットプレゼント等も行っており、招待をしたところでございます。

3月には、ボローニャ大学との連携として、大学教授が客員研究員としてボローニャ大学へ派遣されることとなりました。

また、7月には区立美術館のボローニャ国際絵本原画展に、ボローニャの児童書専門見本市からプロジェクトマネジャー、エレナ・パドーリさんが来日し、展覧会のオープニングで講演を行っていただきました。

9月には、ボローニャ歌劇場、フィルハーモニー及び同楽団の日本人首席客演指揮者とのつながりが生まれまして、コンサートの事前のリハーサルを文化会館でご利用いただいたということもありました。いずれも、ボローニャ市と板橋区との関係構築が進んだ一例であると思っております。

○大野はるひこ

坂本区長、みずからボローニャ市に赴いて、いろいろな方面の方々とアプローチをされた結果、成果があらわれたものと私も思います。

そこで、4年後の平成32年には友好都市締結15周年を迎えます。ちょうど、東京五輪の年に当たります。この機会に、ボローニャ市長をお招きし、板橋の魅力を実際に見ていただく機会を設けてみてはと思いますが、見解をお聞かせください。

あわせて、節目ではありませんが、他の海外の姉妹友好都市交流を結ばれている市長、区長にも記念すべき東京五輪の年に、板橋にお越しいただき、一堂に会しての交流をいた

だくことができれば、板橋の魅力を肌で感じていただくことができるのではないかと考えます。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

友好都市との交流ですけれども、互いの文化を理解し合い、友好関係を築き、国際平和の意識を醸成させていくという理念に基づいております。この理念のもと、区民主体の交流が活発に行われるよう、区の魅力を発信し、さらなる交流と連携につなげてまいりたいと考えているところでございます。

ただいまご提案の友好都市提携 15 周年に、ボローニャ市長を招くことについては、相手方との調整もございませけれども、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催とあわせ、お迎えをし、板橋区の文化、芸術、産業など、さまざまな魅力について発信していきたいと考えております。

また、同時期に他の姉妹友好都市交流の都市の市長、区長を招き、一堂に会することにつきましては、今後、その可能性を探らせていただいて、市長等に限定せず、また何かしらで交流できるような方策も検討していきたいと考えております。

○大野はるひこ

私も板橋区に生まれ育って 52 年が過ぎようとしています。板橋区というのは、いいところで、自分自身いろいろなことがありました。今もあります。ただ、ぜひとも未来を育む緑と文化の輝くまち板橋の実現に向けて、区民の皆様と協働して、板橋の魅力を私からも発信してまいりたいと思います。ありがとうございました。

次に、廃止施設の今後について伺います。

昨年の 12 月に自民党区議団で、現在、廃止施設となっている 4 つの施設と書庫となっている 1 施設を視察させていただきました。それぞれの施設で、丁寧にご対応いただきましたことに、御礼を申し上げます。

初めに、旧保健所です。映し出させていただきますけれども、この施設は平成 21 年 3 月 31 日まで板橋区保健所として使用され、平成 21 年 4 月 1 日からは区役所南館改築中の文書倉庫、区役所来庁者用、職員用自転車置き場として使用されてきました。現在、1 階部分は板張りとなっています。耐震診断結果は、平成 9 年に耐震診断が行われ、D ランク、補強工事未実施、地下 1 階、変電設備室、空調機械室のアスベストは封じ込め工事済みという施設です。当初は、区役所南館が完成するまでは、そのまま、完成した後は解体するとお聞きしておりましたが、現在もそのままの状態です。未耐震で、アスベストを封じ込

めたというものの、危険な建物を南館が完成するまで使用していたこと自体、いかなものかと考えます。既に、7年が経過しておるわけですが、会派からもさまざまな要望をいたしております。現在も、そのままです。跡地活用について、方向性が決まっていらっしゃるようでしたら、お聞かせください。

○政策経営部長

旧保健所の跡地活用でございます。

これにつきましては、何度も議員の皆様からもご要望いただいているところでございます。この跡地活用につきましては、区役所本庁舎周辺の公共施設の再編整備の中で、検討していくと考えてございます。現在、板橋区役所の北館の改修時期に来てございまして、その手法につきまして、技術的な検討を庁内で行っているところでございます。その検討結果と、また情報処理センターも改修の時期を迎えていることもありまして、情報処理センターの改修手法との検討とあわせて、その際、旧保健所の活用方法も一緒に考えていきたいと、もうしばらく時間をいただきたいというところでございます。

○大野はるひこ

次に、平成23年11月から廃止となった旧向原職員住宅です。これも、映し出させていただけますけれども、廃止から5年が経過しようとしています。本施設につきましては、残念ながら今後は統廃合が行われる学校の敷地の一部になる予定でよろしいでしょうか、確認させていただきます。

○教育委員会事務局次長

向原教職員住宅についてでございますが、現在は土地を教育財産、建物を普通財産として閉鎖管理をしているところでございます。向原中学校と統合する新たな上板橋第二中学校の建設工事の際には、旧向原教職員住宅の建物を解体、除去し、新しい学校の敷地とする予定でございます。

○大野はるひこ

ひとり言だと思って、お聞きいただければと思うんですが、今、具体的に私、学校名出さなかったんですが、現在の適正規模、良好な環境で学校運営が行われている本家・上板橋第二中学校が、敷地面積の都合で分家・向原中学校に移ってしまう状況が発生し、大変残念な思いをしております。学校が完成するまで、あと数年はかかるわけですから、行政上の手続を説明いただきましたけれども、立地条件も道幅が狭いですし、空き家は放火される危険性が高いので、できるだけ早期に取り壊しをしておいたほうが安全なのではないのかなと考えております。よろしく願いいたします。答弁は大丈夫ですから。

○教育委員会事務局次長

旧向原教職員住宅の管理についてでございますが、建物の解体は向原中学校の現校舎と一緒に考えてございますので、それまでの間、事故のないよう適切に管理していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大野はるひこ

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、旧清水図書館について伺います。

これは、平成22年1月5日から未使用な施設です。耐震診断は未診断、アスベストが地下1階に含有、囲い込み済み、閉館以降はセキュリティなどの観点から出入口を全て封鎖しているため、設備等の稼働状況については確認が必要とのこと。確認はしているのでしょうか。

引き続き、視察当日もマスク着用だったんです。本施設につきましても、アスベストが存在し、耐震診断も未実施です。6年以上経過していますがけれども、早急な対応が必要です。見解をお聞かせください。

○政策経営部長

旧清水図書館についてでございます。

まず初めに、設備の稼働状況の確認でございますけれども、設備につきましては、現在は停止中でございます。また、この施設につきましては、今後も稼働の予定がないため、確認は行っていないという状況でございます。実際、旧清水図書館についての今後の対応につきましては、当面の行政需要が見込めないということから、安心・安全を最優先に解

体も視野に入れた対応を考えていきたいと思っております。

○大野はるひこ

生意気な言い方かもしれませんが。行政需要というのは、区のほうから積極的に考えていただくべきものではないのかなと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、平成 20 年度をもって廃止された旧三園中継所跡地等について伺います。

西側の福祉園建設時に敷地の一部を提供しています。施設の過去の使用状況から、土壤汚染について詳細調査が必要なのではないのでしょうか。廃止後 8 年が経過しております。また、施設自体が重厚な鉄筋コンクリートで建設されていますので、解体するにも大変高額な費用が発生するのではないかと考えます。今後の対応について、お聞かせください。

○資源環境部長

旧三園中継所跡地の土壤汚染対策について、お答え申し上げます。

旧三園中継所跡地につきましては、平成 21 年度に管理棟、これは福祉園になったところでございます。処理棟の敷地、建物下の土壌について、土壤汚染状況の詳細調査を既に行っております。管理棟につきましては、平成 21 年 4 月から 6 月にかけて詳細調査を行い、2 区画、区画に分けて調査するわけですが、2 区画でフッ素及びその化合物が土壤汚染対策法における指定基準を超えたため、平成 22 年 1 月から 3 月にかけて当該区画において、土壌の入れかえにより土壤汚染対策を行ったものでございます。

次に、処理棟のほうでございます。

こちらのほうは、平成 21 年 9 月から 10 月にかけて詳細調査を行い、基準値を超える土壌及び地下水は検出されませんでした。これらの詳細調査及び対策工事により、既に土壤汚染対策は完了しているため、解体後に改めて土壤汚染について、詳細調査を実施する必要はないと考えております。

○大野はるひこ

今、4 つの施設について質問させていただいたんですけれども、貴重な板橋区保有の不動産を、そのままにしておくことは生産性が生まれません。ぜひ、民間では考えられないことですので、火災保険は掛けられているとのことですが、ぜひとも早急な対応と方針を示されるようによろしくお願ひいたします。

○政策経営部長

三園中継所の今後の対応でございますけれども、今、27年5月に策定いたしました公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく、個別整備計画におきましては、旧三園中継所の処理棟につきましては、当面の行政需要と区内福祉園の大規模改修の際の仮設用地となるかを検討しますという、そんな表示をしておりますけれども、今後につきましては、仮設用地としての暫定利用の需要や、また地域性も考慮した上で社会環境、行政需要の変化なども見据えた最善の活用方法を検討していきたいと思っております。

○大野はるひこ

重箱の隅を突っつくようで、申しわけない質問だったんですが、ぜひとも貴重な財産ですから、早急に手立てを打っていただいて、生産性が生まれるようお務めいただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、廃止施設ではないんですが、現在、文書倉庫として使用されている旧桜川出張所の今後の整備について伺います。

旧桜川出張所は、昔の上板橋村の役場があった跡地でもあります。当時は、上板橋村の中心的な存在でした。文書倉庫の管理施設ではもったいないと思っております。例えば、今後行われる地域包括ケアシステムの構築により、18地域センターごとに設置される予定のお年寄り相談センターの分署の設置など、有効活用に向けて検討いただくことはできないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○政策経営部長

旧桜川出張所の有効活用についてのご質問でございます。

今、委員からお話がありましたように、この施設につきましては、桜川いこいの家と文書倉庫として活用しております。この施設の目標耐用年数が、あと20年ほどあるというところでございます。当面、現行の利用方法となるのかなと思っておりますけれども、特に旧桜川出張所部分につきましては、先ほど委員からもありましたように、少し時間をいただきながら、地域の皆様とよりよい有効活用方法を検討していきたいと思っております。

○大野はるひこ

繰り返しますけれども、村役場があった由緒ある場所ですので、関係団体からも旧桜川出張所の跡地活用について、幾つか要望も上がっておりますので、今、部長もご答弁いただきましたけれども、よく話を聞いていただいて、ぜひとも有効的な整備をお願いいたします。

次に、公共施設の個別整備計画について伺います。

公共施設の再編整備計画が昨年発表されました。本計画については、関係団体からの施設存続に対する陳情、各委員からもさまざまな見解が示されております。発表された計画を変更することは難しいことですが、何が大事かと言えば、現在、計画で廃止となっている施設の具体的な活用の方向性を示すべきだと思います。公共施設の再編整備につきましても、対象となる施設を利用している方々、当該施設の皆様に、これまでも丁寧な対応をしてきていただいていることは理解いたしますが、今後より一層の理解を求めていただくことを願います。対象となっている施設、それぞれの計画年度が到来したら、一斉に取り壊しを行うことは不可能であると思います。一つひとつの施設が魂の入った施設です。個別具体的な対応を今後引き続きお願いいたします。公共施設の再編整備に対する見解を、お聞かせください。

○政策経営部長

公共施設の個別整備計画でございます。

計画の中にも書いてございますけれども、国の経済動向、あるいは区の財政状況、制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合にも、適宜見直しながら、そのとき、そのときしっかり考えていきたいと思っております。先ほど、委員もおっしゃったように、全てにすぐ着手できないという部分がございますので、順番を決めまして、そのときにはそのときの状況を少し勘案いたしまして、未来に向かってベストな状況で板橋にとっても最適な活用方針を決め、再編整備を進めていきたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひ、引き続き丁寧な説明と対応をよろしくお願いいたします。でなければ、ますます陳情がふえてしまいますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、地域センターの機能拡充について伺います。

平成 17 年 4 月に出張所が 18 の地域センターと、6 か所の区民事務所に再編成され、10 年が過ぎました。区民の皆様へのサービス低下がないことを条件に、再編整備が行われたと認識しております。地域センターの職員の皆様は、地域の皆様と親しく嫌な顔せず、誰に対しても感じよく接していただいております。私が今まで訴えてきた内容ですけれども、利用者の方々の声をお聞きすると、各証明書の発行を初め、転入・転出届、税・保険料の納付、各種の相談に不便さを感じている方、高齢者や赤ちゃん連れの方がシルバーカーやベビーカーを引いて地域センターを訪れ、必要とする証明書などを窓口で希望されても、地域センターでは入手することができず、近隣の区民事務所へ案内をされても、交通機関はなく徒歩で行かなければならない状況が発生し、高齢者の皆様や新しく転居されてきた方々は不便さを感じているのではないかと、今後は各地域センターの所長と現在の状況についての声を聞いていただいて、再検証いただきたいと求めています。

決して、もとの出張所に戻すという意味で言ってきたわけではないのですが、ここに来て 10 年がもう過ぎております。再度、地域センターの存在意義を検証する必要があるのではないかと思います。本年度は、一部の地域センターで職員の増員も行われております。区民の皆様が地域センターで相談などができることを認識しているのでしょうか。例えば、街路灯、公園内の停電、ごみの不法投棄、自転車の不法投棄、不法駐輪など、ほかにも存在します。また、区政各分野の相談も受け付けていただいて、関係部署につなげていただくことも可能です。現在も行っていただいております。町会・自治会の役員の皆様も、この相談するということが余り周知できてはないのかなと思うときもあります。センター内に、相談窓口が特に設置されていませんけれども、必ずや対応いただけるものと確信をいたしておる次第であります。重ねて申し上げます。10 年が過ぎた今、地域センターの存在意義について、原点に立ち戻って検証するべきと考えます。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

平成 17 年度の出張所の再編は、業務の I C T 化等に伴いまして、出張所でも諸証明発行事務が減少したこと、また出張所間の事務の取り扱い量の格差が拡大したことなどに対応しまして、これまで出張所が担ってきた地域振興機能を 18 か所の地域センターが引き続き行い、届け出の受付や証明書の発行などの窓口事務機能を、6 か所の区民事務所に集約したものでございます。今年度、一部の地域センターにおいて、再任用職員から正規職員に変わる配置がなされました。各種地域事業等のかかわりが強くなってきて、評価をいただいているところでございます。

今後でございますけれども、地域に最も密着した行政機関であることを踏まえまして、例えば不法投棄や地域内施設、設備の相談等の受付にとどまらず、地域センターを訪れるさまざまな区民の方々の各種申請、手続など、直接取り扱いをすることのない関係につき

ましても、所定の窓口にご案内をしたり、関係部署につなげるよう、職員の指導、育成を強化していきたいと考えているところでございます。

なお、地域センター再編後 10 年を経過した今、地域センターの現状を踏まえまして、今後の展望、関連する課題など、現在、検討会を設置しておりまして、調査、分析をしているところでございます。地域センターが今後も地域の方々の身近な区の窓口として、区民の方に親しんでいただくとともに、地域コミュニティを支えていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大野はるひこ

地域センターは区役所本庁舎の分身であると思います。区民の皆様が身近な存在として利用、相談いただける地域センターであることを、心より願います。ありがとうございます。

次に、関連して伺います。

通知カードの発送後の未着の状況は、現在、どのような体制で対応されていらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

個人番号カードの普及率が 9 月末現在で 3 万 6,000 件の発行とお聞きしております。個人番号カードへの普及促進についての取り組みについて、見解をお聞かせください。

○区民文化部長

マイナンバーをお知らせする通知カードでございますけれども、平成 27 年 10 月の制度開始後、約 30 万通を送付しておりまして、現在は郵便局から戻ってきました、返礼されてきた約 1 万 5,000 通は区が保管をしている状況でございます。通知カードを受け取っていない方には、返礼をお知らせするお知らせはがきを送付するとともに、広報いたばしや区のホームページ等で周知をしまして、引き続き受け取りの勧奨を行っていきと考えております。

また、平成 28 年 9 月末の現在でございますけれども、マイナンバーカードの発行でございます。区では、約 6 万枚の申請に対しまして、約 3 万 6,000 枚のマイナンバーカードの交付が完了しているところでございます。ことしの 3 月、4 月に生じた交付遅延については解消されておりまして、交付業務は順調に行われているところでございます。マイナンバーカードの普及促進に向け、申請を勧奨するチラシを配布するとともに、早期にマイナンバーカードをお受け取りいただけるよう、本庁舎の窓口を土曜、日曜日も臨時開庁して交付を行っているところでございます。

○大野はるひこ

これは、国からの地方自治体に、お願いしますよという丸投げ状態の中で、職員の皆様も大変ご苦労されていると思います。でも、引き続き普及に向けて対応いただけますよう、お願いしたいと思います。

地域センター内の交付機が撤収されます。区民の皆様への影響は発生しないのか、お聞きいたします。

○区民文化部長

区役所本庁舎を初めまして、区民事務所や地域センター等に設置されております自動交付機は、平成 29 年 9 月末をもって終了する予定でございます。マイナンバーカードを用いたコンビニ交付サービスがございます。このサービスは、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得できるようになるなど、板橋区民カードを用いた自動交付機と比べて、店舗数や利用時間等が大幅に拡大しております。より便利なサービスとなっているものでございます。自動交付機の終了により、区民の方へ影響が生じないように、終了の予定日をお知らせするとともに、コンビニ交付サービスをご利用いただけるよう、マイナンバーカードの申請の勧奨に力を入れていきたいと考えております。

○大野はるひこ

今、部長に答弁いただいたんですけども、来年 9 月をもって撤収となるわけですけども、もう既に 1 年を切っております。本庁舎の 1 階を通ったときも、まだ案内、大きなポスターみたいなもので周知がされていないんですが、1 年を切っていますから、日にちというのはあつと言う間に来てしまいますので、前もって区民の皆様にも周知していただきたいと思います。ポスターを張るなどして、今度新しく個人番号カードでは、コンビニでかざすと出てくる体制ができると思うんですけども、区役所内ではカードを持って行って、なおかつ書類を書かなければ、証明書が出てこないとお聞きしていますので、ぜひその辺の対応もコンビニは便利なんですけれども、何か証明書を取ろうという方は区役所に来る方も多いためだと思いますので、何らかの方策をとっていただければと思います。紙が一つ挟むことになると思いますので、書類ですね、その手間をどうにかして簡素化できるような体制をとっていただきたいと思います。この答弁はいいです。

次に、スポーツ振興について伺います。

子どもたちに、若者に夢を与え、そして中高年の方々にはもう一度、体を動かす機会をつくること。そして、スポーツの楽しさや魅力を与えることがスポーツ振興の役割の一つではないかと思えます。また、中高年の方々がスポーツを通じて健康の保持、増進を図ることにより、けがや病気の予防を促し、その結果、医療費の抑制にもつながるものと思えます。スポーツ振興につきましては、当選以来訴え続けてまいりました政策の一つでもあります。東京都がオリンピック・パラリンピックの招致に手を挙げ、決定したから求めているものでは決してありません。

まず、公益財団法人板橋区体育協会との連携について伺います。

先日、行われました第 69 回板橋区民体育大会の総合開会式では、全国大会、東京都大会などで優秀な成績をおさめられた連盟のさまざまな競技の団体、選手の皆様が坂本区長より表彰を受けられました。今後、オリンピック・パラリンピックに出場される可能性を秘めている方々もいらっしゃるのではないかと感じました。

そこで伺います。

区民体育大会の意義は、それぞれの主催団体が区内在住・在勤の一般参加者、団体の受け入れをし、競技に参加していただき、その結果として 1 人でも多くの、1 団体でも多くの連盟に所属、加入していただくことも目的の一つではないかと考えます。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

区民体育大会につきましては、生涯スポーツの推進の観点から、スポーツに参加する機会の拡充を図るため、連盟等の所属の有無にかかわらず、区内在住・在勤の皆様へ広く参加を募り、開催をしているところがございます。区民体育大会への参加をきっかけに、連盟が主催している大会へ参加することなどを目的に、新たな連盟等に加入される一般参加者もいると聞いております。そのほかにも、日ごろの練習の成果を発揮する場として、大会を開催することで、大会に向けた練習と継続的なスポーツ実施にもつながっていると考えております。

○大野はるひこ

そのためにも、体育協会との連携を今まで以上に深める必要があるのではないかと考えます。そこで、ジュニアの育成、指導にも力を傾注している現状を踏まえて、今後、体育協会が新たな事業を行うときには、補助金の増額を含めて板橋区の応援が必要になると思

います。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

ジュニアの育成、指導につきましては、ジュニアスポーツの普及と地域のジュニア選手の発掘、強化等を目的に、東京都体育協会においてジュニア育成地域推進事業による補助が行われておりまして、板橋区体育協会所属の団体においても、これを活用しています。現在、体育協会は区からの補助事業や委託事業などのほか、自主事業を実施しております。今後も、さらなる工夫を重ね、積極的に自主事業を実施していただきたいと思います。そうすることによって、体育協会の活動が一層活性化されていくと考えております。体育協会が新たなスポーツ事業を展開する際には、協会による主体的な事業提案も含め、区が事業内容を精査した上で、支援についての検討も行っていきたいと考えております。また、区のスポーツ施策に、さらに充実させるため、引き続き体育協会との連携強化に努めていきたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひとも、よろしく願いいたします。

次に、区内体育施設の整備とバリアフリー化について伺います。

先日、東坂下の洋弓場に伺いました。都内でも数少ない施設なのではないかと思えます。何点かお聞きします。

駐車場内の細かいんですけれども、大きな杉の木、季節の関係もあると思いますけれども、樹液が車にたれて塗装が溶けてしまいました。また、駐車場内の路面の陥没が見受けられます。雨の日に伺ったんですが、ちょっとサンダルを履いていて足がずぼっと埋まりました。練習に来られた方が、気持ちよくお越しいただくためにも、駐車場の整備を求めます。

あわせて、小豆沢グラウンドの敷地内の、これがアーチェリー場で、これが陥没したところですね、これがバリアフリーですね。小豆沢グラウンド敷地内の障がい者用のトイレですが、使えない状態です。過去にも質問された委員がいらっしゃいました。毎年、障がい者スポーツ大会が開催されている場所です。早期改善を求めますが、見解をお聞かせください。

あわせて、障がい者用トイレの整備状況について、お聞きします。

○区民文化部長

区立洋弓場の駐車場の路面につきまして、塗装のはがれによる陥没箇所があり、現在、採石による仮舗装を実施しております、ご利用をいただいているところでございます。また、駐車場に植栽している樹木はヒマラヤスギでございます、特に春ごろには樹液が多く出る種目であると聞いております。今回、ご質問にございました駐車場につきましては、アスファルトによる舗装を実施していく予定でございます。

また、樹木につきましては、高所作業車を使用し、剪定作業を行うこととなりますので、いずれの作業も洋弓場の休業日に合わせて実施する予定でございます。

それから、小豆沢野球場の障がい者用トイレについてでございます。

今年度の障がい者スポーツ大会の当日のみ、ドアの不具合によりまして、大会参加者には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。その障がい者用のトイレにつきましては、大会実施翌日に修繕をし、現在は問題なく作動しております。また、ドアの作動確認については、毎日行うように指定管理者に指示をしたところでございます。区内の体育施設における障がい者用のトイレにつきましては、体育館の屋内施設には全て整備をされております。また、荒川河川敷内の一部の施設では、ご利用いただく際に長距離の移動が生じる場合がございます。屋外施設についても、ほぼそれ以外、ほぼ全ての施設では整備されているところでございます。障がい者用のトイレにつきましては、今後も施設改修などの機会を捉えて、整備について検討してまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

利用者の方が気持ちよくスポーツができる体制、施設整備をお願いいたします。

続いて、体育施設のバリアフリー化と障がい者用駐車スペースについて伺います。

体育施設を利用する方は、健常者の方ばかりではありません。障がい者の方も利用されます。体育施設のバリアフリー化と障がい者用駐車スペースの現状と取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

上板橋体育館の駐車場については、駐車場が桜川中学校の下ですので、かなり入口まで遠かったんですが、おかげさまで正面玄関にとめられるような体制をとっていただいております。ただ、ポールがあるので雨の日は車で来て道路に車をとめて受付まで行って、車で来たんでポールを下げてくださいますとか、パイロンをどかしてくださいという許可を得てからでないと、車をとめることができないので、雨に当たったりして大変不自由だなという場合もありますので、そういったことを含めての対応状況について、お聞かせいただきたいと思います。

○区民文化部長

障がい者用の駐車スペースにつきましてでございます。

都の施設の上部利用などの構造上、駐車場整備が困難な一部の施設を除きまして、ほぼ全ての体育施設において確保しているところでございます。しかし、一部の施設では利用する際に今お話等がございました誘導が必要になるなど、利用者にご負担をおかけする場合もございます。そのような駐車場につきましては、今後、エリアの表示による動線の確保とか、誘導などの運用を工夫いたしまして、利用しやすい障がい者用駐車スペースとなるよう、利便性の向上を図っていきたいと考えております。

○大野はるひこ

障がいを持たれている方は、それぞれ同じ症状の方とか、度合いが違います。ぜひ、あらゆることを想定して、真のユニバーサルデザインの構築に向けての対応を講じていただきますよう、お願いいたします。

次に、スポーツプロモーションについて伺います。

昨年度、東京都オリンピック・パラリンピック準備局が、大会成功に向けての区市町村支援事業を発表いたしております。内容は、区市町村が2020年大会の開催決定を契機として、主体的に実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業を支援することにより、地域からのオリンピック・パラリンピックの機運醸成を図り、スポーツ振興などの各区、市町村の地域のレガシーにつなげることを目的とした事業です。表にも出ているんですけども、ソフト面、ハード面から事業内容に対する予算と補助率が示されております。ソフト面では、新規事業で普及啓発等の事業、障がい者スポーツ地域振興事業、ハード面ではスポーツ振興、受入態勢整備事業です。本事業を他区に先駆け、積極的に有効的に活用することが、板橋区のスポーツ振興に求められると考えます。平成27年度も、さまざまな取り組みをされておりますけれども、しかし単年度で終わってしまっただけでは意味がありません。現在、今後と大会までに継続的に取り組む必要があると考えます。今後、東京都の補助制度をどのように活用されていくのかを伺います。

あわせて、現在、東京都へスポーツ振興課より職員の派遣が行われております。派遣されていらっしゃる職員の方々の仕事の内容について、お聞かせください。

そして、本年度新たに設置されたオリンピック・パラリンピック推進担当課長の果たす役割は非常に大きく、板橋区の全部署を横断的に取りまとめるという重要な任務を背負っております。開催まで4年を切っております。大会が終了した後は、当該課長の席がなくなるとは思いますが、終了した後もレガシーとしてオリンピック・パラリンピック推進担当

課長の果たされた功績が、未来に語り継がれることを祈るためにも、お聞きいたします。今後、オリンピック・パラリンピック担当課長が果たす役割について、あわせてお聞きいたします。

○区民文化部長

まず、補助関係でございます。

平成 27 年度のソフト事業では、ウォーキング大会やレスリング教室等、8 事業を対象に普及啓発事業で 257 万 3,000 円、それから板橋 C i t y マラソンを対象に障がい者スポーツ地域振興事業で 200 万円の補助金が交付されております。ハード事業につきましては、競技スペースを拡大する工事や、利用機会の拡大に資する工事が対象となることから、平成 27 年度では実績がございませんでした。しかし、今後、小豆沢プール棟などへの活用について、現在、精査を進めているところでございます。今後とも、東京 2020 競技大会の成功に向けて、東京都などからの情報収集を積極的に行い、スポーツ環境の拡大と充実を目指していきたいと考えております。

続いて、派遣職員でございます。

東京 2020 大会への相互理解と、大会成功のための協力体制の拡充及び職員の能力向上を目指す目的といたしまして、東京都オリンピック・パラリンピック準備局へ 1 名、それから大会組織委員会へ 3 名職員の派遣を行っているところでございます。

まず、東京都に派遣している職員はさきのリオ大会でのライブサイトや、パラリンピック競技体験といった機運醸成事業の企画運営を担当しているところでございます。また、大会組織委員会に派遣されている 3 名の職員のうち、2 名は建築技術職員でございます。大会競技場所に当たる有明体操競技場や、武蔵野の森総合スポーツ施設の整備事業といったハード整備を担当してございます。もう 1 名の職員は、会場清掃やごみ処理計画の策定といったソフト事業にかかわっているものでございます。

次に、オリンピック・パラリンピック推進担当課長の果たすべき役割でございますけれども、オリンピック・パラリンピック推進担当課長は、板橋区オリンピック・パラリンピック推進本部の事務局を担っております。さらに、専門部会をリードし、各課にまたがる取り組みについて調整を図っているところでございます。また、国・東京都及び大会組織委員会等との連絡調整役を担っております。具体的には、大会組織委員会の事業である東京 2020 参画プログラムや、東京都の事業であるフラッグツアーの式典運営などについて、取り組んでいるところでございます。板橋区の東京 2020 大会に向けた取り組みを推進する中心的役割を担っていると考えております。

○大野はるひこ

先ほども区内体育施設の整備についての質問をさせていただいたんですが、ぜひ東京都、区の補助事業をいち早くキャッチをして、時間を置かず迅速に対応いただくことによって、板橋区の貴重な予算の支出が最小限に抑えることができますので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、都立城北中央公園の陸上競技場の整備について伺います。

競技場としての機能が失われています。この写真にも写し出しているんですけども、そこで一昨年より城北地区に陸上競技場をつくる会が再発足いたしました。当時は、板橋、練馬、豊島、北区の体育協会、陸上競技協会、サッカー連盟が中心となつての4区の会でしたが、数多くの会議を重ね、現在では城北地区に陸上競技場をつくる会、4区が外され城北地区になりました。名称が変更されました。そして、荒川区、文京区、東京都中学校体育連盟、陸上とサッカーの身体、知的障がい者の指導に携わっている方々の参加、賛同をいただいて、組織の輪が広がってきているとお聞きしております。本年2月には、坂本区長が前東京都知事に対して、懇談の場ではありますが、陸上競技場の整備について、強く申し入れを行っていただいております。大きな一歩を踏み出すことができました。現在、各区体育協会会長を筆頭に、関係団体会長名で各区の区長に要望書が提出され、各区のスポーツ担当課長による協議が行われているとお聞きしております。現状について、お聞かせください。

○区民文化部長

お話のとおり、都立城北公園に陸上競技場を整備する取り組みについてでございますけれども、公園所在地である板橋区、練馬区のほか、豊島区、北区、荒川区の各区の体育協会や陸上競技連盟など、関係団体を中心に活動をされているところでございます。こうした背景をもとに、板橋区、練馬区、豊島区、北区、荒川区のスポーツ担当課長による意見交換会を板橋区において、昨年度1回、今年度1回実施しております。今年度は、8月に現地調査を実施するなど、各区の状況や課題を共有したところでございます。今後とも、各区と連携を密に図りまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○大野はるひこ

実現に向けて、さらなる一歩を踏み出す必要があると思います。板橋区を初めとする各区から、東京都に対して、さらなる強い要望が必要です。行政間の交渉が鍵を握っている

と思います。賛同する自治体もふえています。願わくば、特別区区長会からの要望として、取り上げていただければ、大変大きな力になることは間違いないと確信いたしておりますが、見解をお聞かせください。

○区民文化部長

城北地区に陸上競技場をつくる会が各区や各区議会へ要望活動を行っていることから、各区とも課題については認識していると思われます。また、板橋区においても、板橋区体育協会から強い要望をいただいているところでございます。こうした状況を踏まえまして、関係各課と協調しながら、例年実施されている東京都知事への区長要望の手續等は進めていきたいと考えております。

○大野はるひこ

城北地区には、公認の陸上競技場が存在しておりません。特に、スポーツに力を入れている板橋区が先頭になって東京都、国に働きかけを行うことが必要であると考えます。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

この取り組みにつきましては、都立城北公園の所在地である板橋区と練馬区が中心となって、実現に向けて積極的に進めていく必要があると考えております。今後とも、板橋区のリーダーシップのもと、各区と連携を図り機会を捉え、東京都や国へ働きかけていきたいと考えているところでございます。

○大野はるひこ

私も近くに住んでおりますので、かねてから都立城北中央公園内に所在する陸上競技場の整備については、復活していただきたいということを求めております。ぜひとも、実現に向けての取り組みをお願いいたします。

公園内の陸上競技場が整備されることになれば、陸上競技場ができただけでは終わりません。板橋区にとっても、さまざまな効果をもたらすことがあります。公園内でのさまざま

まなイベントが開催されることになれば、上板橋駅、小竹向原駅を利用して競技場公園に向かわれる大勢の利用者の方々が、両駅周辺の飲食店を初め、商店街を利用することで店舗が活気づき、その結果、板橋区の税収にも反映するものと考えます。坂本区長が提唱されていらっしゃる住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい板橋のまちづくりの最大の政策効果になるのではないのでしょうか。人口増にもつながります。東京都は、都立公園内のバーベキュー場設置にも前向きです。平和公園に中央図書館が移転されます。あそこはバーベキュー場がありますけれども、もしそこが使えなくなるようであれば、東京都のほうでバーベキュー場も確保することが可能であると考えます。そして、都立城北中央公園を核とした、さまざまな施策を図ることにより、隣接の区立上板橋体育館も存在しているわけでもあります。地域の皆様も待ち望んでいます。活気あるまちづくりができるものと確信をしております。もうラストチャンスだと思います。できれば、東京五輪までに実現することを願いますが、実現できるのであれば、それ以降でも構いません。板橋区から、さらなる強い発信をしていただけますよう、お願いいたします。答弁は大丈夫です。

次に、総合型地域スポーツクラブについて伺います。

これは、文部科学省が提唱しております。誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツの活動の場として、子どもから大人まで、また高齢者の方や障がいを持たれた方も含め、全ての人が参加でき、地域住民みずからが主体となって運営するのが総合型地域スポーツクラブの目指す姿です。概略が出ています。十数年前、私は体育指導員協議会の委員を努めさせていただいておりましたが、当時は協議会の中でも総合型地域スポーツクラブの勉強会が有識者の方々や、実際に取り組みをされている総合型地域スポーツクラブへの視察などが行われていたことを思い出します。

その結果、板橋区では平成19年9月に板橋区初の総合型地域スポーツクラブ、NPO法人志村スポーツクラブ・プリムラが設立をされました。設立当初は、板橋区基本計画の施策でありましたスポーツ・レクリエーション活動の推進計画に基づき、実施計画事業として位置づけられ、支援、育成が行われ、平成19年から3年間の事業委託が決定され、150万円の予算が計上されております。現在は会費制、種目ごとに参加費が設定され、自主財源によって運営されております。文部科学省が総合型地域スポーツクラブのあり方について、7つの提言の一つに活動場所を十分に確保するために、スポーツ施設の整備、廃校の空き室の積極的な活用、夜間照明の設置による利用可能時間の拡大、地域住民の交流となるクラブハウスの整備を図っていくことが、地域活性化の観点からも重要であるなど、改めて提言がなされております。

当該団体におきましても、円滑な運営を行うための拠点となるクラブハウスの確保が懸案事項となっておりますけれども、昨年度、板橋区のご支援により中台中学校内に設置していただくことができました。しかし、クラブハウスが学校内に存在することで、さまざまな問題、課題が発生しているとお聞きしております。長年にわたるクラブハウスの設

置が実現できても、もちろん学校施設内ですから、全て自由にといいわけにはいきませんが、一つひとつの課題、問題を解決することにより、当該団体の活動内容の充実が図られるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

中台中学校の改築に合わせまして、これまで区、教育委員会、中台中学校、NPO法人志村スポーツクラブ・プリムラにおいて、クラブハウスの使用方法について協議を重ねてまいりました。その結果、平成28年2月に板橋区立中台中学校地域開放教室等の使用に関する覚書を締結し、今年度からプリムラが中台中学校体育館と1階にある地域開放室をクラブハウスとして使用しているものでございます。また、地域開放室のほか、体育倉庫の一部についても、プリムラ使用機材等の保管場所として使用をしております。今後、クラブハウスとして使用していく中で、覚書にのっとり発生した課題等につきましては、その都度、関係部局と協議を行い、内容の充実に努めていきたいと考えております。

○大野はるひこ

お答えをいただいているという、ご答弁をいただきましたので、また今後、発生するであろう問題、課題に関しましては、相談に乗っていただいて、よりよい運営ができるように、お願いいたします。

そして、第2の総合型地域スポーツクラブの設置の可能性も秘めているのではないかと思います。先ほども触れさせていただきましたが、今後行われる予定の学校の統廃合、しつこいんですけれども、本家が分家に移ることによる廃止施設となる学校への設置です。上板橋第二中学校跡地を活用しての提案です。跡地活用につきましては、さまざまな提案があると思いますけれども、私の個人的な考えの一つの策として、お聞きいただきたいと思ひます。

上板橋第二中学校の体育館は、区内の中学校の中でも上位に位置する立派で大きい体育館です。体育館は残すべきで、残るものと思ひます。また、校舎は老朽化しているので、取り壊しが行われることになると思ひます。校地面積が確保できないとのことで、移転を余儀なくされましたので、西側の道路は拡張されることになるでしょう。専用グラウンドを整備して、体育館内の体育教官室を総合型地域スポーツクラブのクラブハウス、そして避難所に指定されておりますので、震災時には避難場所としての機能を発揮するための拠点として、活用する策も考えられます。第2の総合型地域スポーツクラブの拠点として、検討していただければ幸ひですが、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○区民文化部長

スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の中で、区においても総合型地域スポーツクラブの育成促進が定められております。第2の総合型地域スポーツクラブの設置につきましても、地域の団体等へ支援をしているところでございますが、現在、設立にはまだ至っておりません。仮に、次の総合型地域スポーツクラブが設置されまして、クラブハウスの設置が必要となった場合には、ご提案の上板橋第二中学校の跡地活用も含めて、関係部署と協議、検討を行っていきたいと考えております。

○大野はるひこ

私の一つの提案ですので、今後、皆様の声を聞いたり、教育委員会、区民文化部としても、いろいろなお考えがあると思いますので、ぜひもし実現できるものであれば、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、都市計画上板橋公園事業について伺います。

ここに、計画となる地図を映し出ささせていただいて、赤で囲まれた枠が対象となる範囲です。先ほど、質問させていただいた都立城北中央公園内の陸上競技場の整備と相反する問題、課題が発生しております。この問題が発生して以来、頭の中から離れたことはありません。解決するまで、何度も訴えさせていただきます。都立城北中央公園の拡張工事が行われることが、一昨年の平成26年4月に決定いたしました。事業認可拡張工事区域では、小茂根5丁目の一部が公園となります。東京ドーム1個分強の4.97ヘクタールです。そして、今後の都市計画決定区域では、小茂根5丁目のほぼ全域、小茂根3丁目、東新町2丁目の一部が公園となります。東京ドーム2個分強の10.2ヘクタールの大きさです。その結果、対象の方々が移転を余儀なくされる状況が発生しております。

本事業は、昭和32年に都市計画決定され、その後50年以上動きがなかったものが、一昨年1月24日に突如として事業説明、測量説明会が行われました。翌日、説明会に出席された方から、説明も質疑もまともに答えていないと連絡をいただきました。すぐに、東京都の事業ですので、都議会議員に相談いたしました。その後、東京都の担当課、板橋区の関係部署に状況を伝え、対象となる方々に対し、説明会の不備を伝えるおわびと、改めて本事業に対する質問会という名目での開催を東京都が実施することになりました。質問会当日は、東京都の関係部署、板橋区の関係部署の幹部の方々にも出席をいただきました。前回と同じ状況が発生しないようにと、口を酸っぱく申し上げたんですが、質問、質疑に対して、わかりやすく説明をいただくことはできませんでした。その結果、その後対象と

なる方々との意見交換会を何度かいたしました。結局、東京都前舛添知事宛てに、都市計画上板橋公園事業に関する要望書を提出することになり、一昨年（平成26年）6月に要望者代表を初め、都議会議員とともに建設局公園緑地部長に、1,063名の署名とともに要望書を提出し、理解を求めてまいりました。

対象区民の方々からは、再度五十数年前の計画を、これまで1回の説明もなく事業化されたので、立ち退いてほしいと突如言われても納得できない。事業化区域内には、平成25年12月に30戸の建て売りが建築され、1月もたたないうちに本計画が示された。都の公園計画と区の建築許可の関係は、どのようになっているのか不信を抱く。城北公園は、6割以上が整備がなされている、防災公園としての機能は十分ではないのか。計画区域内の茂呂町会を初め、各町会は各種活動に積極的に取り組んでいる。地域の結束、きずなが危うくなる。事業認可がおりている、これからの要望はどのように反映されるのか。

私も東京都に対し、仮に立ち退く場合、計画区域内、または周辺に都で集約した代替地を準備することはできないのか。対象区域内には、大きな敷地を有する事業所が点在している。事業認可区域内であることは、重々存じているが、東京都の判断で代替地として確保することはできないかと求めてまいりました。都立大山高校は、当初計画区域内に入っておりましたが、いつの間にか事業認可対象区域外になっています。東京都の都合で避難場所に指定したのでしょうか、大山高校の周辺の建物が事業認可指定区域から外れ、歯抜けの状態での決定です。広域避難場所に指定し、火災旋風から逃れるための指定であるならば、大山高校周辺の建物も入らなければ、非常に危険なのではと考えます。

要望書をじっくり時間をかけて、誠実に対応をしていただきたいなど、同行いただきました方々より、申し添えをし理解を求めました。席上、東京都からの発言は、これまでの説明不足に対するお詫び、計画の立案と計画の実施部署が異なり、縦割り行政の不備を認めております。42か所の公園が、東京都の重点公園、重点緑地に指定され、整備対象となっておりますが、今回のような署名による計画の見直しの要望の例は、ほかにはないとのこと。東京都と板橋区の行政は、今後、緊密な連携をとっていく。歴史的遺産や町会の種々の活動については理解をしている。本要望書は、時間をかけてじっくりと検討し、よりよい施策を考えたいなど、東京都から発言、約束をいただいております。

坂本区長は、未来創造プランの中で板橋区の将来展望を、東京で一番住みたくなるまちの実現と見据え、生産年齢人口をふやし、定住化を促すための成長戦略を構築し、施策を展開することが重要であるとおっしゃられております。今回の事業により、何百もの世帯の方々が対象となり、今後、定住することができなくなり、人口減少化が発生する可能性があります。坂本区長の提唱していることと相反することになります。広域避難場所、防災公園に指定されていること、事業認可されていることは重々承知しておりますけれども、東京都の発言を含めて、住みなれたまちを離れたくない方々への配慮、対策を求めます。

時代が目まぐるしく急激な変化をしている中、半世紀以上も前の計画を、そのまま行おうとしていること自体、いかがなことかと思えます。板橋区も私の過去の質問に対しまし

て、対象区民に寄り添っていただけるとの答弁を既にいただいております。いまだ、このような状況は何も変わっておりません。関係区民に速やかに回答するよう、板橋区から東京都に対し、強く求めていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○都市整備部長

都市計画上板橋公園につきましては、広域的な見地から都市計画上、欠かすことができない重要な施設で、東京都が施行するものであると認識してございます。平成26年6月に、地域の皆様から東京都へ提出された要望書につきましては、東京都からは都はその趣旨を踏まえ、事業実施に当たっては権利者の意向を伺った上で、丁寧に進める旨、表明していると聞いてございます。

区としましては、住み続けたいと思っている方々の意向を重く受けとめまして、対象となる住民の方々の心配、不安が少しでも軽減されるように、あわせて要望書に対する回答も含めまして、住民の方々が納得できる十分な説明と丁寧な対応がなされるよう、事業主体である東京都に引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

○大野はるひこ

私も東京都に行って、担当の部長と話をして回答するという答えをいただいておりますので、もう1年ぐらいたっているんですかね。かなり時間がたっていますので、ぜひ対象となる方々への約束もありますから、強く求めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、環境対策について伺います。

たばこの喫煙マナーの向上と分煙についてです。

喫煙マナーに対する対応については、広報いたばしでも喫煙マナーを守りましょうとの発言をたびたび発信されております。エコポリス環境行動委員会でも、たばこのポイ捨てに対するキャンペーンも実施されています。しかし、全ての喫煙者ではありませんが、マナーの悪さが目につきます。喫煙者本人の問題ですが、既に板橋区からも啓発を促す取り組みがなされておりますので、今後も対応策を講じていただければと思います。見解をお聞かせください。

○資源環境部長

たばこの喫煙マナーの向上についてのご質問でございます。

現在、板橋区では喫煙マナー向上のため、広報いたばしやホームページへの啓発の記事の記載のほか、次のようなことを行っております。

まず、区内 21 駅周辺において、委託業者の喫煙マナー推進員を巡回配置いたしまして、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをやめるようと呼びかけております。また、区民ボランティアからなる喫煙マナーアップ推進員と区の職員の協働によりまして、やはり 21 駅周辺において、月数回、朝の通勤時間帯に迷惑喫煙防止のキャンペーンを行っているところでございます。さらに、毎年 12 月には町会・自治会、事業者、学校など、地域の方々とポイ捨て防止等の喫煙マナーアップを守っていただくための呼びかけを行うものとして、ポイ捨て防止キャンペーンを区内全域で一斉に実施しているところでございます。啓発活動は、継続した取り組みが重要であると考えております。地域団体や区民の協力を仰ぎながら、今後も喫煙マナーの向上を目指して、積極的に展開していきたいと考えております。

○大野はるひこ

喫煙者本人のモラルの問題だと思うんですが、引き続き啓発活動を行っていただければ幸いです。

次に、分煙について伺います。

先ほどもイタリアのボローニャ市の話をさせていただいたんですが、イタリアは至るところに灰皿が置いてあって、市長も屋外のイベントがあったんですが、くわえたばこで来られて、そのたばこをどうするのかなと思ったら、下に落として足で踏んづけて消したんですね。そういう市もあります。アメリカなんかですと、たばこを売っていて、そのたばこを吸って病気になったんだから、賠償しろということで、賠償責任のそういったことなんかも発生して、国柄によっていろいろあるんだなと思うんです。

先日、J T、日本たばこ産業の板橋区担当者の方々と分煙に対する意見交換をしたんですけれども、今後、板橋区が行う分煙対策について、J Tもぜひとも協力をさせていただきたいとのことでした。たばこ税は、もう皆様ご承知のとおり、27年度も37億6,000万円の税収があるわけで、区所有の公共施設から分煙対策に取り組んでみてはいかがでしょうかと思います。運営に対する板橋区の取り組みについて、お聞かせいただきたいと思いません。

○総務部長

J Tには、今までも私どものほうのいろいろな施設に関しましての受動喫煙防止という

ことで、ご協力をいただいているところだと考えてございます。区の所有の公共施設につきましては、将来的には敷地内を含めました全面禁煙にするという方針でございます。しかしながら、施設の利用者への周知、理解並びに敷地内の全面禁煙にした際の施設周辺への喫煙マナーの確立には、一定の準備、周知、こういったものも要するというところでございます。受動喫煙防止の徹底を図ることとしておるところでございますが、実際上は施設ごとでの対応となっております。

一方、国のほうでは、健康増進の観点に加えまして、2020 東京オリンピック・パラリンピック、こういったものを契機に日本の受動喫煙防止対策を、オリンピック開催国と同等の水準とするため、今月 11 日に厚生労働省のたたき台も発表しています。これによりますと、官公庁など多数の人が利用し、かつ他施設を選択することが容易でない施設は、建物内禁煙とするというようなことが出ております。この国の法律案が固まった時点で、区の方針を見直す必要が生じるかもしれないため、今後、こうした国の動向については注視してまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

よろしく願いいたします。

次に、資源物の持ち去りについて伺います。

清掃事務所の職員の皆様には、暑い日も寒い日も雨の日も雪の日も風の日も、ごみを収集いただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

ごみの不法投棄が区内各地に見受けられますが、モラルの欠如に幻滅しています。また、生ごみの出し方につきましては、当時の担当課長から、大野君、生ごみはよく水を切ってから出せと言われたことが頭から離れません。資源物の持ち去り対策につきましては、平成 26 年第 1 回定例会にて議案が上程され、議決されました。坂本区長の平成 27 年度の施政方針では、資源物の持ち去り行為につきましては、これまでもパトロールを行い抑制に努めてまいりましたが、実効性を向上させるため、持ち去り行為を行った者に罰金を科すことといたしますと述べられております。平成 27 年度の取り組み実績、効果について伺います。

○資源環境部長

資源物の持ち去りの対策の 27 年度の、まず実績から説明させていただきます。

区では、資源物の持ち去り対策といたしまして、パトロールを実施しているところでご

ございます。毎週月曜日から土曜日まで、早朝に青色パトロールカーによる区内循環パトロールを実施しているほか、月2回の区職員によるパトロール、区職員及び板橋区資源リサイクル事業協同組合との合同パトロール、これは年4回行っております。こうしたパトロールの結果、27年度は持ち去り業者に対する警告を複数の業者に対して、合わせて4件発行しております。ことしは半年でございますけれども、さらに3件発行しているところでございます。そのほか、持ち去り防止用新聞回収袋を15万枚作成し、町会・自治会や窓口に配布し、資源物の持ち去りにくい環境づくりを行っているところでございます。さらに、27年度はGPS追跡調査を6回実施しております、そのうち1回は持ち去り古紙の受け入れ業者を特定することができ、関東製紙原料直納商工組合による警告業者の公表を行っているところでございます。

それと、効果でございます。

効果といたしましては、古紙回収が平成19年度からおおむね減少傾向にある中で、27年度が4,930トン、前年の26年度が4,897トンと比較いたしますと、33トンの回収量が増加となっております。このことは、持ち去り対策の効果のあらわれと考えているところでございます。

また、警告を発行した直後は持ち去り業者の出現が減少している状況が見受けられ、回収量の変化とあわせ、持ち去り対策について一定の効果があったと判断しているところでございます。今後は、板橋区の廃棄物条例に基づく禁止命令書の発行及び当該禁止命令違反者に対する、持ち去り業者への罰金の徴収などを関係機関とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

ごみの持ち去りは犯罪です。財産を持っていくわけですから、夜や朝やる場合も多いんですが、今後とも条例制定をされたわけですから、積極的な取り組みをお願いいたします。ありがとうございます。

最後の質問をさせていただきます。

板橋区では空き家、危険建物の調査を実施してランクづけを行っております。調査後の対象者への対応状況、データベースの整備状況については、どのように管理されているのでしょうか。今後、危険度Aランクの建物から対応がなされていくと思いますが、順番をつける基準について、お聞かせください。

そして、まとめよろしいですか。都税事務所との連携について伺います。

特に、固定資産税の滞納は東京都からの差押えにより、板橋区が立ち入らなくても板橋区の財政出動がなく、対象物件の処理が可能と思われれます。固定資産税情報の内部利用が可能になったことにより、所有者の特定が早く確認できることになっております。今後の

都税事務所との、さらなる連携について見解を伺います。

それでは、最後に財政上の措置、税制上の措置について伺います。

区では、区市町村が行う空き家対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税交付金の拡充を行おうとしております。また、今後、必要な税制上の措置等を行うとしておりますが、板橋区はどのような形で反映されるのでしょうか、伺います。お願いいたします。

○都市整備部長

初めに、空き家のデータベースの管理でございます。

区では、平成 25 年度、26 年度に老朽建築物に関する実態調査を行いまして、老朽建築物の危険度に関するランクづけを行いました。その中でも、危険度が高い A ランク、B ランクの約 1,000 軒につきましては、建築指導課の地理情報システム、GIS に位置づけ情報などを掲載するための今準備、整備を進めているところでございます。

また、対象者への対応状況につきましては、エクセルでデータベース化しているという状況でございます。

次に、危険度 A ランクの優先順位についてでございますが、危険度が高い A ランクの建物への対応につきましては、特に危険度が高いもの、それから周辺環境に大きな悪影響を与えているもの、それから所有者が明確であるものなどを優先いたしまして、順次対応していく予定でございます。

次に、都税事務所との連携でございます。

平成 27 年 5 月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法では、都税事務所から固定資産税の所有者等に関する情報の提供を受けることができるようになりました。また、勧告したことによりまして、都税事務所に通知することで、税法上の特例が開示されるということができるようになりました。現在、空き家等の情報につきましては、都税事務所から情報収集を行っておりまして、これまで発見できなかった所有者を把握できるようになったということがございます。今後も、都税事務所と情報交換を密にいたしまして、連携を図ってまいりたいと考えてございます。

そして、財政上の措置、税法上の措置の関係でございます。

国では、一定の要件を満たします空き家の除却費用に対する助成を自治体に行っておりまして、区が補助した額の約 2 分の 1 を国のほうが補助するとなっております。区では、空家特措法によります特定空家等に指定され、建築基準法の道路に接道していない空き家等の除却につきましては、上限 200 万円の補助を予定してございますけれども、これに対しまして、国の補助金が適用されるということになると考えてございます。

また、空き家と、先ほど申し上げましたけれども、空家特措法の中の税法上の措置とし

まして、区が特定空家等の所有者に勧告を行った場合、都税事務所に通知することで、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されるということになりましたので、これにより除却の促進の後押しになってくると考えてございます。

○大野はるひこ

ぜひ、条例制定に向けて、今動かれているということですので、板橋区の財政出動が最小限に抑えられるような体制、取り組みをお願いしたいと思います。

質問を真摯に受けとめていただいて、丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。